

第1 自転車の特徴

1 道路交通法における自転車の定義

道路交通法は、軽車両は車両に該当するものとした上で(道交法2①ハ)、この軽車両の具体例の一つとして自転車を挙げています(道交法2①イ)。

そして、自転車については、道路交通法2条1項11号の2において、「ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの(原動機を用いるものにあつては、人の力を補助するため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含む、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。)」とされています(なお、この定義は、令和4年法律32号改正による変更後のものです。この改正法の施行日は、公布の日(令和4年4月27日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。)

この定義では、「二輪以上の車」であることが要求されていることから、いわゆる一輪車については道路交通法上の自転車に該当しないことになります。

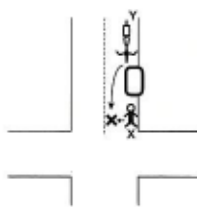
また、道路交通法2条1項11号の2では、道路交通法上の自転車には「人の力を補助するため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するもの」も含まれるものとされています。この「人の力を補助するため原動機を用いるもの」は、いわゆる電動アシスト自転車を意味し、

点を直進しようとしていた。

Y運転自転車は、相当程度の速度で、南北道路を北から南に向かって進行していた。

Y運転自転車が事故現場交差点に差し掛かった際、Yは前方の停止車両の隙からXが出て来たのを発見した。

Yは、X発見後、直ちにハンドルを右に転把してXを避けようとしたが、避けきれずにY運転自転車とXが衝突した。



当事者の主張

Yの主張

Yは、Xが信号機も横断歩道もない交差点を横断するに際して、道路の左右の安全を確認することなく漫然と車道を歩行して交差点内に進入したこと等を理由に、50%以上の過失相殺をすべきであると主張した。

第1 責任原因

1 未成年者が自転車運転者であった場合

[1] 11歳の小学生が運転する自転車が歩行者に衝突し、歩行者が植物状態となったという事故について、自転車運転者の親権者に約9,520万円の支払が命ぜられた事例

(神戸地判平25・7・4判時2197・84)

事案の概要

原告 X₁: 歩行者

原告 X₂: 損害保険会社 (X₁の配偶者との間の自動車保険契約(人身傷害補償保険を含む。)の保険者)

被告 Y: Aの母親 (Aと同居、Aの唯一の親権者)

A: 自転車運転者 (11歳(小学5年生))

発生日時: 平成20年9月22日 PM6:50

発生場所: 歩道と車道の区別・車線による区別のない道路

前提事実: X₁が道路上を歩行していたところ、対向方向から進行してきたA運転の自転車がX₁に衝突した。

上記事故発生後、X₁はいわゆる植物人間状態となり、X₂は、X₁の配偶者との間の自動車保険契約(人身傷害補償保

裁判所の判断

過失割合 X30:Y70

Yの過失について、裁判所は、歩行者が交差道路から道路を横断してくるおそれが多分にあったから、このような場合、自転車の運転者としては、歩行者の有無及び動静を注視するとともに減速をし、もって事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるのに、これを怠り、歩行者の有無及び動静を十分に注視せず、また、減速もしなかった過失があるものと判断した。

Xの過失について、裁判所は、Xは、歩いて交差点を横断しようとした際、自転車が南北道路を進行して来るおそれが多分にあったから、このような場合、歩行者としては、自転車の有無及び動静を注視し、もって事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるのに、これを怠り、自転車の有無及び動静に対する注視が不十分であった過失により、本件事故を発生させたものと判断した。

そして、裁判所は、自転車が相当程度の速度で進行していたことや南北道路(歩行者通行道路)が東西道路(自転車走行道路)よりも相当程度広いことなどを勘案すれば、Xの過失割合は、30%であると認めるのが相当であると判断した。

コメント

本判決の事案は、信号機による交通整理が行われていない交差点において、自転車が、道路横断中の歩行者に衝突したというものです。裁判所は、①自転車が相当程度の速度で進行していたこと、②歩行者通行道路が自転車走行道路よりも相当程度広いこと等を考慮して、歩行者の過失相殺率を30%と判断しています。

判例にみる

自転車事故の責任と過失割合

—危険運転事例を中心に—

共著 志賀 晃(弁護士) 稲村 晃伸(弁護士)

社会的に注目を集める
危険運転事例を多数収録!

- ◆ 自転車運転者の責任や過失割合が争われた事例を分類・整理し、事案の概要を示した上で、当事者の主張、裁判所の判断、実務の参考となるコメントを掲げています。
- ◆ 自転車事故への実務対応に必要な法律・保険制度から民事・刑事上の責任までわかりやすく解説しています。
- ◆ 交通事故事件に精通し、日弁連交通事故相談センターで豊富な業務経験を有する弁護士が執筆しています。



A5判・総頁310頁

定価 3,960円(本体3,600円)
送料460円0120-089-339 受付時間 9:00~16:30
(土・日・祝日を除く)WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

詳しくはコチラ

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉

定価 3,630円(本体3,300円)

新日本法規出版株式会社

本社 東京 460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京支社 162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京支社 162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地札幌支社 7080-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 9981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 1337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号大阪支社 7540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 7730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 7760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 7810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2022.11)51002451

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



第1章 概 説

第1 自転車の特徴

- 1 道交法における自転車の定義
- 2 普通自転車
- 3 自転車の特徴

第2 自転車加害事故における責任原因

- 1 自転車加害事故と自動車損害賠償保障法の関係
- 2 一般的不法行為責任

- (1) 一般的不法行為責任(民法709条)の成立要件
- (2) 責任能力
- 3 未成年者の親等の責任

- (1) 監督者責任
- (2) 親権者の民法709条に基づく監督義務違反責任
- (3) 自転車運転者の責任能力の有無が微妙な場合の被害者の対応

4 使用者責任

- (1) 使用者責任の特徴
- (2) 使用者責任の要件
- (3) 自転車通勤時に生じた事故
- (4) スマートフォンアプリを利用したフードデリバリーサービスの配達員による自転車事故

第3 自転車加害事故における損害算定

- 1 総論
- 2 人身損害
 - (1) 積極損害
 - (2) 消極損害
- 3 物件損害(物的損害)

- (1) 自転車による加害事故により四輪車が損傷した場合
- (2) 交通事故により自転車が損傷した場合
- 4 損益相殺的調整等

第4 自転車事故における過失相殺

- 1 過失相殺
 - (1) 過失相殺
 - (2) 過失相殺における過失
 - (3) 過失相殺能力
 - (4) 被害者側の過失
- 2 自転車事故についての過失相殺
 - (1) 別冊判例タイムズ38号における過失相殺基準
 - (2) 自転車事故の過失相殺に関する文献
 - (3) 別冊判例タイムズ38号の過失相殺基準を用いる場合の注意点

第5 自転車事故と保険

- 1 総論
- 2 個人賠償責任保険
- 3 傷害保険
- 4 自転車保険
- 5 TSMマーク付帯保険

第6 自転車事故と刑事責任

- 1 総論
- 2 業務上過失致死傷罪
- 3 重過失致死傷罪
- 4 器物損壊罪
- 5 自転車運転者が未成年者であった場合の刑事責任

第2章 自転車事故に関する裁判例

第1 責任原因

- 1 未成年者が自転車運転者であった場合
 - 〔1〕11歳の小学生が運転する自転車が歩行者に衝突し、歩行者が植物状態となった事故に

ついて、自転車運転者の親権者に約9,520万円の支払が命ぜられた事例

- 〔2〕14歳の中学2年生が運転する自転車が歩行者に追突した事故について、自転車運転者には不法行為責任を認めた一方、自転車運転者の両親については監督義務違反責任(民法709条)の成立を否定した事例
- 〔3〕11歳の小学5年生の自転車運転者の責任について、自転車運転者側がその責任を認めたにもかかわらず、責任能力を否定し、自転車運転者と同居する親権者が監督者責任(民法714条1項)を負うものとした事例
- 〔4〕自転車運転者(12歳)に同行していたその母親に監督義務違反責任(民法709条)の成立を認める一方、同行していなかった父親の監督義務違反責任(民法709条)については不法行為責任の成立を認めなかった事例

2 使用者責任

- 〔5〕被用者が使用者からの自転車(被用者所有)での帰宅の際に起こした事故について、使用者責任(民法715条)の成立を否定した事例
- 〔6〕外国語学校教師が休憩時間中に自転車事故を起こしたという事案において、業務執行性を否定した事例
- 〔7〕自転車便の運転手が業務開始前に運転手所有の自転車を用いて自転車便業者の事務所へ赴く際に起こした事故について、自転車便業者の使用者責任(民法715条)を認めた事例
- 〔8〕都立高校の生徒が運転する自転車が歩行者に衝突した事故について、東京都の監督者責任、使用者責任、国家賠償法責任を否定した事例

第2 過失相殺

- 1 自転車対歩行者
 - (1) 交差点における事故
 - 〔9〕信号機により交通整理の行われていない十字路交差点を横断中の歩行者に車道直進中の自転車が衝突した事故において歩行者の過失相殺率を30%と判断した事例
 - 〔10〕交通整理の行われていない丁字路交差点において突き当たり路から左折しようとした自転車が交差点角付近に立っていた歩行者(84歳、視覚障害者)に衝突した事故において、歩行者について過失相殺を行わなかった事例
 - (2) 交差点以外の場所における事故
 - ア 車道上の事故
 - 〔11〕車道直進中の自転車が横断中の歩行者(77歳)に衝突した事故において歩行者に対する過失相殺を否定した事例
 - 〔12〕バス停においてバスと歩道との間を走行中の自転車がバスに乗りしようとしていた歩行者に衝突した事故において、歩行者について過失相殺を行わなかった事例
 - イ 歩道上の事故
 - 〔13〕歩道(自転車通行可能)において自転車が歩行者(77歳)に衝突した事故において、歩行者について過失相殺を行わなかった事例

- 〔14〕歩道走行中の自転車(16歳)が車道から歩道に進入して歩道横断中の歩行者(78歳)に衝突した事故において、歩行者について過失相殺を行わなかった事例
- 〔15〕歩道(自転車通行可能)の左側部分を走行中の自転車が左方の路地から歩道に進入した歩行者に衝突した事故において、歩行者の過失相殺率を10%と判断した事例

2 自転車と四輪車・単車との事故

- (1) 交差点における直進車同士の出会い頭事故
 - ア 信号機による交通整理の行われている交差点における事故
 - 〔16〕信号機による交通整理の行われている交差点における赤信号状態で交差点に進入した自転車と青信号状態で交差点に進入した四輪車が出会い頭に衝突した事故について、自転車と四輪車の過失割合を80:20と判断した事例
 - 〔17〕信号機による交通整理の行われている十字路交差点において赤色信号状態で交差点に進入した自転車と青色信号状態で交差点に進入した四輪車が衝突した事故において自転車の過失相殺率を80%と判断した事例
 - イ 信号機による交通整理の行われていない交差点における事故
 - 〔18〕信号機による交通整理の行われていない交差点における自転車と四輪車との出会い頭の衝突事故について、自転車運転者がイヤフォンを装着して周囲の音が聞こえにくい状態であったことを考慮して自転車の過失相殺率を30%と判断した事例
 - 〔19〕一時停止規制に違反して交差点に進入した自転車(8歳)が、交差道路から交差点に進入した四輪車と衝突した事故について、自転車の過失相殺率を50%と判断した事例
 - 〔20〕無灯火状態で一時停止規制に違反して交差点に進入した自転車と交差道路から交差点に進入した単車との衝突事故について、自転車の過失相殺率を55%と判断した事例
 - 〔21〕一時停止規制に違反して交差点に進入した三人乗り自転車が四輪車に衝突した事故において、自転車の過失割合を50%と判断した事例
 - 〔22〕信号機による交通整理の行われていない交差点において優先道路上の渋滞車両間から横断中の自転車(認知症患者)と優先道路走行中の四輪車との衝突事故について、自転車の過失相殺率を60%と判断した事例
 - 〔23〕信号機による交通整理の行われていない十字路交差点において優先道路走行四輪車と非優先道路走行自転車(12歳)が出合い頭に衝突した事故について、ヘルメットを着用していなかったことを自転車運転者に不利に斟酌すべき過失と評価するのは相当でないとした上で、自転車の過失相殺率を50%と判断した事例

イ 信号機による交通整理の行われていない交差点における事故

- 〔18〕信号機による交通整理の行われていない交差点における自転車と四輪車との出会い頭の衝突事故について、自転車運転者がイヤフォンを装着して周囲の音が聞こえにくい状態であったことを考慮して自転車の過失相殺率を30%と判断した事例
- 〔19〕一時停止規制に違反して交差点に進入した自転車(8歳)が、交差道路から交差点に進入した四輪車と衝突した事故について、自転車の過失相殺率を50%と判断した事例
- 〔20〕無灯火状態で一時停止規制に違反して交差点に進入した自転車と交差道路から交差点に進入した単車との衝突事故について、自転車の過失相殺率を55%と判断した事例
- 〔21〕一時停止規制に違反して交差点に進入した三人乗り自転車が四輪車に衝突した事故において、自転車の過失割合を50%と判断した事例
- 〔22〕信号機による交通整理の行われていない交差点において優先道路上の渋滞車両間から横断中の自転車(認知症患者)と優先道路走行中の四輪車との衝突事故について、自転車の過失相殺率を60%と判断した事例
- 〔23〕信号機による交通整理の行われていない十字路交差点において優先道路走行四輪車と非優先道路走行自転車(12歳)が出合い頭に衝突した事故について、ヘルメットを着用していなかったことを自転車運転者に不利に斟酌すべき過失と評価するのは相当でないとした上で、自転車の過失相殺率を50%と判断した事例
- (2) 交差点における右折車と直進車の事故
 - 〔24〕信号機による交通整理の行われている丁字路交差点において、直線路から突き

当たり路へ右折中の四輪車とその対向方向から横断中の自転車(14歳)が衝突した事故において、自転車運転者に対する過失相殺率を15%と判断した事例

- 〔25〕信号機による交通整理の行われていない十字路交差点において直進中の四輪車と右折中の無灯火自転車(92歳)との接触事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を35%と判断した事例
- 〔26〕交通整理の行われていない三差路交差点における横断歩道を横断中の自転車と原動機付自転車との衝突事故について、十字路交差点事案における自転車の基本過失相殺率を10%減算修正した上で、最終的に過失相殺を行わなかった事例
- (3) 交差点における左折四輪車と直進自転車との事故
 - 〔27〕信号機による交通整理の行われている交差点において四輪車による自転車横断帯上を横断中の自転車の左折巻き込み事故について、自転車運転者に対する過失相殺を行わなかった事例
 - 〔28〕信号機による交通整理の行われている交差点において青信号に従い横断歩道上で横断中の自転車とその対向方向から左折した四輪車が衝突した事故について、自転車に対する過失相殺率を5%と判断した事例

〔27〕信号機による交通整理の行われている交差点において四輪車による自転車横断帯上を横断中の自転車の左折巻き込み事故について、自転車運転者に対する過失相殺を行わなかった事例

〔28〕信号機による交通整理の行われている交差点において青信号に従い横断歩道上で横断中の自転車とその対向方向から左折した四輪車が衝突した事故について、自転車に対する過失相殺率を5%と判断した事例

(4) 歩行者用信号機等が設置された横断歩道又はこれに隣接して設けられている自転車横断帯により道路を横断する自転車と四輪車との事故

- 〔29〕信号機による交通整理の行われている交差点において対面歩行者用信号が青点滅から赤色に変わる直前に横断歩道に進入した自転車(変形股関節症患者)とその交差道路から対面信号が青色の状態で行進した四輪車(視覚障害者)との衝突事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を20%と判断した事例
- 〔30〕信号機による交通整理の行われている交差点において赤信号状態で横断開始した自転車と赤信号状態で直進中の四輪車との出会い頭の衝突事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を15%と判断した事例
- 〔31〕信号機による交通整理が行われている交差点において高齢者が運転する自転車が自転車横断帯上を赤信号で横断している際に四輪車に衝突された事故において、自転車の過失相殺率を60%と判断した事例
- 〔32〕信号機による交通整理の行われている丁字路交差点において横断歩道付近を赤信号状態で横断した自転車に青信号状態で直進中の先行四輪車が衝突し、更に転倒した自転車運転者を後続四輪車が轢過した事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を65%と判断した事例
- 〔33〕信号機による交通整理の行われている交差点において横断歩道上を赤信号状態で走行していた自転車とその交差道路を青信号状態で走行中の四輪車の衝突事故について、自転車の過失割合を80%と判断した事例

〔34〕信号機による交通整理の行われている十字路交差点において青信号状態で発進した四輪車が左折中に横断歩道走行中自転車を巻き込んだ事故について、自転車運転者に対する過失相殺を否定した事例

〔35〕信号機による交通整理の行われている十字路交差点において青色点滅信号状態で横断歩道に進入した自転車と対向方向から青信号状態で右折を開始した四輪車との衝突事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を40%と判断した事例

(5) 道路外出入車と直進車との事故

〔36〕歩道(自転車通行許可あり)走行中の自転車に車両出入口から歩道に進入した四輪車が衝突した事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を15%と判断した事例

〔37〕歩道から車道に進入した自転車が車道走行中の原動機付自転車に衝突した事故について自転車の過失割合を90%と判断した事例

〔38〕駐車場への進入のために左折した四輪車と歩道(自転車通行許可あり)走行中の自転車が歩道上で衝突した事故について、自転車運転者に対する過失相殺を行わなかった事例

〔39〕道路外へ出るために左折しようとしていた四輪車との衝突を避けるための急ブレーキにより自転車が転倒した事故(非接触事故)について、自転車の過失割合を5%と判断した事例

(6) 対向車同士の事故

〔40〕歩道上の電柱に接触した後にふらつきながら車道に進入した自転車が、対向方向から走行中の四輪車に接触した事故について、自転車の過失相殺率を65%と判断した事例

〔41〕自転車(12歳)が並走中の自転車と接触しふらついたところに対向方向から走行中の四輪車が接触した事故において、自転車の過失割合を60%と判断した事例

〔42〕四輪車と自転車のすれ違い時の接触事故について、自転車の過失割合を60%と判断した事例

(7) 進路変更に伴う事故

〔43〕追越禁止規制がある道路において自転車が四輪車を右側から追い越そうとしたところ四輪車と接触した事故について、自転車の過失割合を60%と判断した事例

〔44〕駐車車両を避けて道路中央に出た自転車と後続単車が衝突した事故について、自転車(72歳)の過失割合を10%と判断した事例

(8) その他

〔45〕四輪車の開放されたドアに自転車が衝突した事故について、自転車運転者に対する過失相殺率を5%と判断した事例

〔46〕歩道走行中の自転車がふらついて車道に転倒し四輪車に衝突した事故について、四輪車運転者が危険を予見することができた時点において事故を回避することは不可能であったこと等を理由として四輪車運転者の責任を否定した事例

3 自転車同士の事故

(1) 交差点における出会い頭の衝突事故

〔47〕一方に一時停止規制のある交差点における自転車同士の出会い頭の衝突事故について、一時停止規制のある道路を走行していた自転車と一時停止規制のない道路を走行していた自転車(65歳)の過失割合を95:5と判断した事例

〔48〕突き当たり路に一時停止規制のある丁字路交差点において、突き当たり路から右折進入しようとした自転車と直線路走行中の自転車との出会い頭の衝突事故について、突き当たり路走行自転車の過失割合を85%と判断した事例

〔49〕信号機による交通整理の行われていない交差点における交差道路から進入してきた自転車同士の出会い頭の衝突事故について、左方進入、進入の先後、双方運転者の年齢(71歳、12歳)等を考慮して、左方進行自転車と右方進行自転車の過失割合を40:60と判断した事例

(2) 自転車同士の正面衝突事故

〔50〕夜間の路側帯付近を走行する自転車同士の正面衝突事故について、無灯火・右側走行自転車の過失割合を70%と判断した事例

〔51〕歩道内の普通自転車通行指定部分における自転車同士の正面衝突事故について、スマートフォンを操作していた自転車運転者の過失は著しいとして、その過失割合を70%と判断した事例

〔52〕夜間に狭路で発生した自転車同士の正面衝突事故について、無灯火、二人乗り自転車(12歳)の過失割合を60%と判断した事例

(3) 同一方向に向けて進行していた自転車同士の事故

〔53〕二人乗り状態でふらついた先行自転車とその後続自転車が接触した事故について、先行自転車と後続自転車の過失割合を60:40と判断した事例

〔54〕自転車による通行が許されていない歩道上を走行中の自転車が交差点付近で左折した際に同じ歩道上を直進中の後続自転車に接触した事故において、左折自転車と後続直進車の過失割合を70:30と判断した事例

〔55〕信号機による交通整理が行われていない十字路交差点において先行自転車を右側から追い越したことにより先行自転車の前部と追越自転車の後部が衝突したという事故について、後続自転車の過失割合を100%とした事例

〔56〕交差点内において後続自転車が先行自転車を追い越そうとして並んだときに先行自転車が後続自転車に接触した事故について、後続自転車と先行自転車の過失割合を45:55と判断した事例

索 引

○判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。